

ふるさと創生

質問

ふるさと創生事業についての基本的なお考えを伺う。

答弁

今後の基本的なスケジュールとしては、候補地決定後地元へのお願いがかり、来年度に用地測量、地質調査、基本設計等、土地調査を行ない、平成三年度から原電交付金事業を主財源として用地買収に入り、四年度より敷地造成、引き続き体育施設の建設に取りかかる予定で、面積にして十五ha、六十三年度見積り事業費総額で十年間に約四十四億円と見込まれている。

質問

いづれにしても大きなプロジェクトなので、本市財政状況を勘案しながら長期的な視野が必要と考えている。

答弁

温水プール計画も含め、運動場とゴミ焼却をセットにして考えられないか。

つたと自信を得て、今後皆様とご相談申し上げる中で進めてまいりたいと思っております。海と共に栄え、数多くの文化財、史跡、伝統行事等を持ち合わせた小浜の特色を生かし、海、歴史、文化を基調に、海に抱かれた歴史と文化の街作りを目指し、他の公共事業との整合性も充分考慮しながら長期的持続的なふるさと作りを推進したい。

質問

開かれた市政、対話市政を公約されている中で、情報の提供、市民よりの情報収拾、緊急災害時を含めた情報の伝達等、情報化社会に対応する取り組みについて伺いたい。

答弁

高度情報化社会を向えて災害発生時の情報伝達メディアも多種多様化している今日、ご指摘のような本市の情報行政が地域住民の情報ニーズに充分対応していないのが現状であり、情報通信ネットワークの整備が重要な課題として

情報化対策

質問

近々にせまってきたというところはよく承知している。特に災害時の情報機能を含めて市民生活に密着した、小浜市に最もふさわしい情報媒体を現在検討中であり、本市の財政状況からみて何とか手が出せるのはオフトゥークではなからうかと考えるが、さらに検討の余地があるので時間をいただきたい。

答弁

ご指摘の公聴委員制度は現在県が行なっており、理想的なものと考えているが、本市の場合、区長会等各種団体の諸会合に出席し、またご意見も常に承っているの、さらに本制度をとらうご意見があれば検討をしてみたい。

備し、公園駐車場は小浜口ツシ裏に少々空地があるようなのでそこを利用し、管理もしてはどうか。またローラースケート場も自転車、スクーター等により利用され、機能していないように思う。ステージも関係者から使い難いとも聞く。今回ふるさと創生事業の一端としてその隣接地を整備すると考えているが、どのようにそれらと合体融合されるおつもりか。

質問

また中央児童公園について市民にとって一番利用しやすい、また利用人数も多い。市民の憩いの場としても使いやすいとできないか。例えば周囲を屋根付き回廊にすれば、菊花展、簪まつり等利用度も高くなるし、よく小浜病院の入院患者さんが散歩がために利用されており、日よけ、雨やどりにもなると思うが。

答弁

小浜公園には二十二台又ベースの駐車場があるが、現状は附近の特定の方が利用されているという向きもあり、去る九月の初めに近隣の方からの問い合わせもあり、担当の方で一週間程度調査をした。その当時六台ほど特定の方の駐車があり、直接市の方からお話しをすることも考えたのだが、区長と相談させてい

公園整備

質問

ただく中で関係の方々には話しをしていただき、一時は利用されるということもなかったのだが、最近またそうした特定の方が夜間駐車をされるといふ傾向が出てきているので、再度区長にお願いするなりあるいは市より直接お話しをして対処したい。

答弁

ローラースケート場については、昭和五十一年、五十三年度に都市公園事業として国の補助を受けて整備されたものである。当時はローラースケートが盛んな時であり、学校でもスポーツとして奨励していた時期でもあったが、現在ではかなり下火になったように小浜公園でもこの施設を利用する子供さんを見かけなくなつたというのが実情である。しかしこの施設はローラースケートだけを目的としたものではなく、正面にはステージを設け、イベント広場として活用していただいております。したがって国の補助を受け整備した施設は補助等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものが、財産処分制限は四十年と定められており、このことについては以前より県と協議もしてきたが、イベント広場の機能を残すことが前提となっているので、今回計画しているふるさと創

生による施設と小浜公園を一体のものとした都市公園に変更し、ご指摘の駐車場、スレージの件も含め、再整備について今後検討したい。

また本市にいくつかある公園の再整備についてもいささかの関心を持っており、中央児童公園にしても何かごちゃごちゃした感じで、あの大通りを歩いていても、これが公園だなという所が見受けられず、もつと見るからに公園らしい公園をと実は心の中で思っているのだが、さりとて今ただちにこうしたいといった具体的なものは持ち合わせていないので、今後ご相談申し上げていきたい。

特にこの公園は市街地の中心部にあり、かなり利用度の高い公園として認識しており、昭和三十六年供用開始以来一部改良整備もしているのだが、必ずしも児童公園として利用される方のニーズに合った公園とは言い難く、年数も経っているのので、この公園も含めて年月の古いものについては今後地域住民のニーズに合った公園に整備しなければならぬと考えている。

管理が行き届かない面もあるのので、今後近隣住民の方に移託管理できないか等検討してまいりたい。

健康管理

質問

現在市の手持っている健康管理センターを市民の健康管理の起点、源として基本的な面からもっと有効活用できないか。人の健康管理の根本は清潔なことでもあり、風呂の利便改善についても伺いたい。

答弁

当面する大学の問題、白髪再開発の問題等が落着いたあかつきには、市民の健康という点については積極的に考えてみたいと気持ちのうえで、常々強く思っているところであるが、まだそれら方策について具体的な段階には至っていない。

この運営については、供用開始された時期に比べるとその目的をはたして機能しているかどうかと疑念を抱かない訳でもない。先般機会があり他市の健康管理センターを視察したが、全て平屋建てで段差もなく、お年寄りも容易に入れるように工夫しており、そこには週一回医師会より医師が派遣され、市民の健康診断をされている。お風呂場も広く、その他ピンポン場であるとか碁をする所もあり、ゆとりを持った施設で実はずらやましく拝見させていただいた訳だが、本市センターにあるお風呂も当時から好評で、たしか週三回の割合で多くの方に利用されてきたところである。ただ浴場組合からのご意見、利用状況も勘案し、現在では週一回となっている。しかし仄聞するところ、市内におけるお風呂屋さんも何軒か店を閉じられたようであり、また状況も若干変ってきたとは思いますが、ただ、センターの浴場なるものはそういった方々のお気持ちを充足させるためだけのものとなると問題もあり、やはり所期の機能をもつたものでなければならず、今後、これら利用、運営状況等を含め再検討したい。

動後のシャワー的なものに見受けられ、使用禁止とした経緯も変化しており、ご指摘のとおり健康には清潔が第一であるので、改めて検討する。

小浜小学校

質問

エレベータについては、現場で拝察するところ利用者も様々で、運動のためと元気に階段を上がられる方もあれば歩くのに手助けが必要な程度の方もいる。いずれにしても三階ホールまで上がるのは大変だと感じるが、エレベーター一基最低でも二千万程度は必要で、今ただちに設置することもできないので、今後の運営等改善の中で検討する。

今期小浜小学校改築の陳情があり、おそらく同じ場所に引き続き建て替えるという希望ではないようであるが、たとえばどこか他へ移すということになれば、小浜公園を主体とするふるさと創生事業に影響はないか。

質問

泉町ハイマート事業について、せっかく都市計画決定され、現状のまま事業を進めることに疑義を感じる。小浜市としての大きな観点から見た場合、この際街路拡幅も考え含め進めるべきでないか。都市計画という観点からの考えを伺いたい。

泉町ハイマート

質問

泉町ハイマート事業について、せっかく都市計画決定され、現状のまま事業を進めることに疑義を感じる。小浜市としての大きな観点から見た場合、この際街路拡幅も考え含め進めるべきでないか。都市計画という観点からの考えを伺いたい。

昭和五十五年に庁舎横を起点として旧町部への入り込みを中心とした都市計画街路の設定、工事が重要であるとい

答弁

う決定をし、事業認定を受けて現在まで鋭意工事を進めているが、これが平成三、四年には完了の見込みで、その後旧町部に取りかかる予定をしていた。しかし小浜上中線南川大橋等の関係で、今後なお六、七年は必要となり、泉町では漁業関係者の川崎町への出店という背景も含め寂れる現状にあり、商店街活性化という観点から街路の進捗状況を待たないということ、たちまち今どうするかというご相談を受けたのだが、都市計画サイドとしてはそれを押し止めることもかなわず、事業に着手していただくことになった。

清掃センター

質問

現在ある清掃センターを建設するに当たり、地元どの

ような条件整備がなされたのか。今後どのような整備が図られるか。

また、旧ゴミ焼却場である倉庫を取り除き、その場を整理して地元用のパレー、テニスコートくらいのものでできないか。

答弁

建設するにつき、関係する区と市の間で、開発に関する協定、覚書、並びに建設に関する協定、覚書等を交わし、これらに係る事項については今日まで鋭意解決に当たっているが、その主なものとしては、地元集会場の建設、道路の改良舗装、上水道の導入、用水路の整備、林道改良、土地区画整理等であり、これら事業については現在のところほぼ出来あがっている状況であるが、まだ若干道路改良等工事の残っている分があるので、それら早急に対処し、当初の協定覚書に基づいた事項についてはは地元の期待に沿うよう鋭意努力したい。

勢浜養浜

質問

勢浜海岸養浜事業について平成元年第一回定例会にて質問した時、漁業権補償の問題は二月に解決でき、事業計画の一部である外側の突堤並びに離岸堤など外向きのものについては建設省の認可を受けており、平成元年度に一部着工する。との答弁であった。しかし今日に至るも何の動きも見られず、背後地の利用計画についても地元活性化の視点を踏まえ対応することが大切との見解が示されているにもかかわらず地元の意見集約の対応がなされていない。この事業は地元の陳情によって惹起してきたものであり、自分たちの地先にどのような施設ができるのか地元としては大きな関心事で、その施設のあり方によっては地元の生死にもつながる。現在の進捗状況、背後地の計画、地元対応などお考えを伺いたい。

答弁

本事業は建設省所管によるところの海岸環境整備事業であり、事業主体は県である。

概要については、現在の夏季型を通年型の総合的なシミュレーション保養地として海岸環境整備事業と同時に人工海浜を造成するもので、総事業費三十五億円、人工海浜延長約七〇〇m、海浜幅五十m、海浜面積三万五千五百㎡で、岸から約三百m沖合いに二百mの護岸堤一基、両端に二百mと百八十mの突堤二基、全長八百七十mの護岸工事など整備する予定で、これに伴う市の単独事業となる背後地の面積が約六万㎡である。この背後地に係る利用計画について、前以て地元の意見を参酌しながら進めるようにのご提言はよく認識しているが、たとえばまったく白紙の中で皆さんにご相談申し上げても、ただちには方向付けも困難と考え、専門的な分野にある民間からこの地に最も適した計画をいただき、それに基づき地元の皆さんにご相談申し上げたいと考えている。

漁業権の交渉については、消滅及び補償単価等基本的な合意はいただいているが、背後地利用計画をお示しする中での同意捺印という条件になっているので、出来次第再度漁業権者と話し合い、順次進めてまいりたい。

答弁

県と協議しているのは、一部着工をし、残部分は繰り越しをお願いするというところで話しを進めているので、来年度も引き続き事業を行なっていく予定でいる。

就業

質問

地元には求人はあるが若い人のニーズに合った働き場がない。また彼らに好まれる社会的な環境も作られていない。今後、上中の中核工業団地が地元既存企業にあたえる影響も大きなものと予想されるし、行政として現状をどのように把握され対処されていかれるのか。

答弁

我が国の経済においては今一番好況の中に推移しており、内需拡大にささえられ、企業は旺盛な設備投資を行なっている。このような好況を背景として産業構造は大きく変化し、雇用労働力の不足は全国つうらうらにクロースアップされてきている。ちなみに本市職安管内における求人求職の状況を見ても、各企業は求人活発に申し出されており、上半期における有効求人倍率は一・八四倍とこれまでになく高い水準を続けており、今後もこの傾向は続くものとみているようである。特に若年労働力の不足は深刻であり、これが企業の新しい進出等を困難にしている状況でもあり、このような現状に鑑み、本市においても若年労働力の確保、Uターン労働力の勧誘等全力を尽してまいりたい。特に高校卒業生の地元定着が焦眉の急と考え、各学校就職担当の先生、職安担当者と十分な連絡をとりながらこれら対応してまいりたい。

流出させる大きな要因となつたとも考えられる。ようやくに長い不況からの脱却により、せつかく企業も採用を開始していただける現状になつてもなおさら雇用労働力が足りなくなるということにもなるので、各企業において働きやすい職場、福利厚生設備等の充実、休日の増加措置等、魅力ある企業を作つていただくという企業努力もお願いをし、話し合いもさせていただきたいと考えている。

また、シルバー人材センターの充実も図り中高年齢者の雇用を増大し、さらには潜在労働力であるパート労働力についてもいっそう掘り起こして労働力不足を力押し、極めて細かな対策を講じていく。また、上中町中核工業団地については、今後どのような形で雇用されてくるのか注目しているところであるが、県とも充分な協議の中で、本市における既存企業が困らないような方策を考えたい。

2月1日から

公職選挙法が改正され

政治家の寄付は罰則で禁止されました

今回の改正は、昨今の政治活動などの実情に照らし、金のかからない政治の実現、選挙の公正を確保するためのものです。

平成二年二月一日から施行され、違反行為によって処罰をされずと公民権停止の対象となります。

市民の皆さんの御理解、御協力をお願いいたします。

政治家が選挙区内にある者に対して寄付をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれ



① 政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄付をするに処罰されます

政治家が選挙区内にある者に対して寄付をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれ、罰則をもつて禁止されます。政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

② 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます

政治家に対し、寄付を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目

ます。は、いかなる名義をもつてするものであつても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

③ ①や②であつても、選挙に關してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰され

ます。なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄付をすることも罰則をもつて禁止されます。

※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

政治家に対し、寄付を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目



的に勧誘や要求をされると処罰されます。

③ 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます

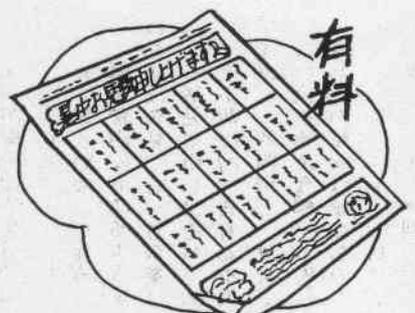
政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆



によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されま

④ 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すに処罰されます

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すに処罰されます。



対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

⑤ 後援会が花輪、香典、祝儀などを出すに処罰されます

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄付以外の寄付をすること、その時期のいかに問わず、処罰されます。



なお、政治家や後援団体に

①、②、④及び⑤によって処罰されずと公民権停止の対象となります。